

第6次行政改革大綱 平成22年度取組結果

総務課(行財政改革推進担当) ☎43・6850

平成22年度行政改革の重点事項別効果額

(単位:千円)

第6次行政改革大綱は、少子高齢化の進展や人口減社会の到来など社会経済状況の変化と行政課題に的確に対応して、市民福祉の一層の向上と継続的で自立した都市経営を実現するため、行財政の運営方法を見直し、最小の経費で最大の効果をあげるため、平成20年度から平成24年度までの5カ年を計画期間として策定されました。

平成22年度においても徹底した事務事業の見直しや公有地の有効利用などの改革を推し進めた結果、目標額676,100千円に対して697,505千円の効果額を得ることができました。

本市を取り巻く行財政環境は、市税収入などの大きな伸びが見込めない中、地方交付税の減額など財政的には予断を許さない状況であることから、健全な行財政構造を構築するためには、今後も行財政改革の取り組みを着実に推進していくことが必要でありますので、ご協力をお願いします。

重点事項	(目標額)効果額	取組項目/効果額
歳入の確保	79,308	公有地の有効利用 59,752
		使用料等収納率の向上 2,228
		受益者負担の適正化 9,058
		寄付条例の制定 8,270
徹底した事務事業の見直し	314,164	事務事業の総点検 18,866
		補助金、負担金の見直し 21,093
		扶助費の見直し 32,254
		繰出金の見直し 238,814
		業務委託の推進 3,137
経費の節減合理化等	87,581	職員の制服の見直し 2,226
		経費の削減 74,629
		業務委託の見直し 10,726
給与等の見直し	113,152	給与の見直し 94,611
		特別職報酬等の見直し 18,541
公債費の抑制	10,661	一般会計公債費の抑制 10,661
簡素で効率的な組織体制の推進	92,639	定員管理の適正化 52,931
		臨時職員の勤務形態の見直し 9,726
		市議会議員定数の見直し 29,982
合計	697,505	



国保医療だより

市民課 国保医療係 ☎43・6813

12月1日から国保証(個人カード)が変わりました

国民健康保険被保険者証(国保証)が12月1日から変わりました。新しい国保証は、11月中旬に世帯主あて簡易書留で郵送しています。

国保証は国保に加入していることの証明であり病院にかかるときの受診券です。被保険者一人ひとりが大切に管理してください。

また、病院等で診療を受ける時は、必ず本人の新しい保険証を窓口で提示してください。提示しないと保険が適用されず、全額自分で負担しなければなりません。

国民健康保険税を納期内に納付されていない世帯または、所得申告等の課税資料が未提出の人がいる世帯で、まだ納税相談、申告受付をしていない人は、早急

に済ませていただき、国保証の交付を受けてください。古い国保証は12月28日までに、市役所または公民館へ返却してください。

保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています

意思表示欄の記入は任意であり、意思表示を強要するものではありません。

※意思表示欄の保護シールを用意しています。希望する人は、市民課国保医療係でお受け取りください。

●保険証と同封のパンフレット(赤穂市の国保)裏面にジェネリック医薬品希望カードを設けています。切り取ってご利用ください。